

令和3年度森林環境譲与税の使途に関する事項の公表

令和5年3月2日
京都府八幡市

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第3項の規定により、森林環境譲与税の使途に関する事項を公表します。

1 令和3年度に譲与された森林環境譲与税の額

5,866千円

2 基金状況

項 目	金 額	備 考
令和2年度末の基金残高（森林環境譲与税）	8,744千円	
令和3年度に基金に積み立てた額	5,871千円	令和3年度森林環境譲与税5,866千円、利子5千円
令和3年度に基金から取り崩した額	8,227千円	児童用机天板交換業務委託に充当8,227千円
令和3年度末の基金残高（森林環境譲与税）	6,388千円	

※基金残高については、令和4年度以降に、木材利用・普及啓発事業に充当。

3 事業内容

令和3年度は、市内小学校（5、6年生）の児童用机の天板を、府内産木材による天板に交換しました。天板表面に「京都府産木材」の旨を刻印しています。実績：1,256台

